

有鄰館合宿規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、生徒会宿泊研修及び部活動合宿等（他校との合同合宿を含む）すべての校内団体の宿泊（以下合宿という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 合宿は、お互いの心の触れ合いを大切にし師弟同行の精神に基づき、生徒と教師が起居を共にすることにより、集団生活をとおして人格形成を目ざすことを目的とする。

(宿泊日数)

第3条 1回の連続した合宿の期間は、5泊6日以内とする。

(合宿の時期)

第4条 合宿は、休業日を利用して行うものとし、この期間以外での合宿は原則実施しないものとする。但し、休前日の放課後以降はその限りでない。

第2章 合宿手続き

第5条 合宿を希望する団体は、クラス担任または顧問等（以下顧問等という）を通じて合宿許可願（別紙様式1）を館長に提出し、校長の許可を得るものとする。合宿参加希望生徒は、事前に保護者の承諾書を提出しなければならない。

第6条 合宿参加の対象は、在校生及び顧問等とする。外部団体もしくは他校との合同合宿については、本校生徒の合同を原則とする。その際、外部団体利用許可申請書を提出する。上記以外での使用に際しても、合宿許可願を提出し、館長および校長の判断と了解のもと使用する。

第3章 使用心得

第7条 合宿中は、合宿心得を遵守し、顧問等の指導に従い自己中心的な行動は慎まなければならない。

また、保健衛生、安全、美化、整理整頓に注意し規律ある生活をする。

第8条 合宿規定に反する行為等を行ったり、顧問等の指示に従わなかった場合は合宿中止を命じることがある。

第9条 この規程のほか、「有鄰館合宿心得」に定めるところによる。